

- ✔ 非正規の方のモチベーションを上げたい
- ✔ 非正規の方の待遇改善に向けた原資の確保が難しい
- ✔ 賃金制度の見直し方がわからない

そんなお悩みをお持ちの事業主様必見！

事業主・人事労務管理者の皆様へ

平成29年5月～平成30年3月実施

# 非正規雇用労働者 待遇改善支援センター

支援  
無料

一般相談

個別相談

支援セミナー

近年、非正規雇用労働者は増加傾向にあり、雇用者の約4割を占めています。非正規雇用労働者は、働き方に多様なニーズがある一方で、正規雇用に比べて賃金が低い等課題があります。そのため、同一労働同一賃金の実現を図るなど非正規雇用労働者の待遇を改善していく必要があります。

本事業では、働き方改革実現会議で示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」や「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会中間報告」を参考に企業における非正規雇用労働者の待遇改善を支援します。

STEP  
01

電話・メールフォーム等で  
まずはご相談

※5月中頃からWEBよりお申込可能です。

STEP  
02

賃金制度の見直しの助言提案

賃金制度の見直し等に関する技術的な助言・提案を行います。必要に応じて訪問させていただきます。

センターでは、10月以降に事業所向けの支援セミナーを実施予定です。  
日程等の詳細は決まり次第WEBまたはメールにてお知らせします。

※メールでのお知らせも行いますので、ご希望の場合はWEBよりメールングリスト登録をお願いします。

ご相談窓口

大阪府非正規雇用労働者待遇改善支援センター

〒530-0051 大阪市北区太融寺町 5-15 梅田イーストビル 4F

☎06-6585-0912 受付時間9:00～17:00(平日)  
hiseiki\_osaka@mb.langate.co.jp

WEB <http://www.langate.co.jp/hi-kaizen/>



# 同一労働同一賃金ガイドライン案

本事業では、働き方改革実現会議で示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」や「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会中間報告」を参考に企業における非正規雇用労働者の待遇改善を支援します。

## □「同一労働同一賃金ガイドライン案」とは？

正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正社員（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で、賃金が異なるなどの待遇差がある場合に、どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかを、待遇ごとに事例も含めて示したものです。

今後、正社員と非正社員の間の待遇差について、法改正に向けた検討を行っていく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定されるものです。

## □ ガイドライン案はすぐに守らないといけないのですか？ 守らないとどうなるのですか？

ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。

このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。

※ 現行の労働契約法（20条）、パートタイム労働法（8条・9条）でも、正社員と非正社員の間の不合理な待遇差を禁止しています。

## □ 非正社員の待遇改善をする場合に、支援はありますか？

有期契約労働者などを正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合や、賃金規定等の見直しにより、非正社員の賃金を2%以上増額させた場合など一定の場合には、キャリアアップ助成金の支給を受けられることがあります。

## ガイドライン案の内容に関する情報は 厚生労働省のホームページに掲載されています。

同一労働同一賃金特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

また、ご質問がある場合は、厚生労働省に設置した専用相談窓口にお電話ください。

同一労働同一賃金ガイドライン案に関するQ & A

**03-3595-3316**（平日9:30～18:15）

## 個別相談・支援セミナーの詳細はWEBで案内しております。

大阪府非正規雇用労働者待遇改善支援センター